

○大野城太宰府環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和4年3月25日
条例第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結することができる契約については、大野城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成28年大野城市条例第8号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。